

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設等整備導入事業）		事業番号	C-4-2
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）		市（間接）	
総交付対象事業費		105,201（千円）	全体事業費		105,201（千円）	
事業概要						
■被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設等整備導入事業） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域での農業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な農業用機械を導入し、農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営団体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。 ▽事業量 被災した農業者で構成する団体（JA 梨部会）に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備 ①梨生産に必要な農業用機械の整備及び農業用機械を収納する倉庫の整備 ・梨畑用トラクター 10 台 ・ブロードキャスター 5 台 ・スピードスプレーヤ 5 台 ・乗用モア 10 台 ・運搬車 5 台 ・枝粉碎機 5 台 ・上記農業用機械収納庫 1 庫 ②対象農家数 295 農家 1,475 人、果樹面積約 32 ヘクタール ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 5 項 農業基盤整備 (P36)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 被災した農業者で構成する団体に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備 ①梨生産に必要な農業用機械の整備及び農業用機械を収納する倉庫の整備 ・梨畑用トラクター 10 台 ・ブロードキャスター 5 台 ・スピードスプレーヤ 5 台 ・乗用モア 10 台 ・運搬車 5 台 ・枝粉碎機 5 台 ・上記農業用機械収納庫 1 庫 <平成 25 年度> 事業なし（※平成 24 年度で整備した農業用機械について、引き続き貸与を行い、農業の再建を目指す。）						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、農用地でも 1,220ha(田 1,135ha、畑 85ha)の被害を受けた。 本市の主要な農産業である梨については、31.85ha の梨畑を有しており、直接津波による被害は少なかったものの、梨生産農家の自宅兼作業小屋が津波の被害を受け、作業に必要な農業用機械が全て流された。 平成 23 年度については、被災した梨農家は農業機械もなく、避難生活を送るのがやっとの状態で、農作業が困難な状態だったため、地元から遠く離れた場所の梨農家に畑を任せ、生産を依頼した。 今後、梨農家が再生を図るためには、自らが作業できるよう農業機械を整備する必要があるが、自宅を流され、住宅再建が最優先の状態、農業用機械までは手が回らない状態である。 そのため、市として流された農業用機械を貸与し、いち早い再生を図るよう支援を行う必要がある。						
関連する災害復旧事業の概要						
現在、梨農家は、被災農家経営再開支援事業（がれき拾い）等の事業に従事しているが、梨生産とは直接関連はない。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)
相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	震災後における代替輸送確保支援モデル事業	事業番号	D-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		46,515 (千円)	全体事業費	136,920 (千円)	
事業概要					
■震災後における代替輸送確保支援モデル事業 ▼必要性 東北地方太平洋沖地震による被害及び原発事故の影響により、国道 6 号線や常磐自動車道が通行不可能であり、輸出入貨物を首都圏へ輸送する際の大きな障壁となっている。 そのため、震災後に生産活動を再開した相双地方の企業は、首都圏への貨物輸送に当たり、時間・コストの両面から非効率な輸送を強いられている。 震災後における企業の生産活動の円滑な復旧・復興は、地域の経済や雇用を支えることになるため、効率的な代替輸送手段の確保と公的支援が一定期間必要であり、平成 23 年 12 月に再開した相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、首都圏と相馬地方をつなぐ最も効率的な代替輸送手段になり得る。 また、海上輸送へのモーダルシフトは、二酸化炭素等の排出抑制効果もあり、環境負荷軽減が期待できる。 以上を踏まえ、県内はもとより、南東北の物流拠点港湾である相馬港のコンテナ物流機能を震災後の代替輸送手段としたモデル事業を本市事業として実施する。 実施に当たっては、コンテナ航路を利用する不特定多数の企業(荷主)に対し、利用上の問題点や改善点を把握する利用実態のモニタリング調査及び定額補助による輸送費助成を行い、ポートセールス等による利用拡大も合わせて行う。 なお、本事業で行う助成は、震災後の代替輸送手段への転換を促進するために利用企業の輸送費支援を一定期間実施する極めて限定的なものであり、他港の類似する従来の助成制度※とは目的が異なる。 (※商業ベースで航路維持が可能な利用量を既に確保している港が、更なる貨物量の拡大を図るために行う助成。) 委託先は、相馬港の利用促進に努め、利用拡大による地域経済の振興を図ることを目的に設立され、事業実績がある(社)相馬港湾施設建設促進協議会とするが、事業実施のための最小限の定額補助方式で実施する。 事業期間は、コンテナ航路サービスの認知及び利用量の確保・増加により、公的支援から自立し商業ベースでの航路維持が可能となることから、3 箇年(H24~26)を計画する。 ・本事業の実施は、本市のみならず、相双地方をはじめとする県内企業の生産活動の回復を支えるとともに、事業化された東北中央自動車道の整備進展に合わせた県北地域の企業の利用拡大が確実視され、被災地の復興への多大な貢献となることが期待される。 ▽事業量 ①震災後における代替輸送モデル事業 利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 7 項 相馬港の整備(P39)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報 <平成 25 年度> ①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報					
東日本大震災の被害との関係					
代替輸送手段のモデルである相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、相馬港～京浜港を経由し、海外と結ぶ海上輸送ルートであり、平成 21 年 4 月に開設され、潜在需要を掘り起こしつつ利用する荷主(東南アジア向け金属機械工業品等)が徐々に増加する傾向にあったが、東日本大震災により相馬港は甚大な被害を受け平成 23 年 12 月まで航路は休止となった。 相双地方のコンテナ利用企業は、震災後の代替輸送ルートとして、福島～相馬間を結ぶ国道 115 線の利用は複数の狭隘箇所や先導車が必要である等困難であり、海上輸送では近隣の仙台塩釜港(仙台区)では背後圏企業の震災復旧後のコンテナ取扱貨物の増加により、飽和状態となっていることから、やむを得ず国道 6 号を岩沼市まで北上後、国道 4 号で首都圏へ向かうルートを利用しており、被災地企業の生産活動の安定的な回復(復旧・復興)に大きな影響を及ぼしている。 (企業ヒアリングによる) この間、福島県は港湾施設の応急復旧、相馬市では公益財団法人ヤマト福祉財団の支援を受け荷役機械をリース整備し、平成 23 年 12 月にコンテナ航路の再開を迎えたが、大震災によりゼロリセットからのスタートとなっていること、原発事故の風評被害がある等、震災前に比べコンテナ取扱貨物量が順調に回復していない状況。					
関連する災害復旧事業の概要					
相馬港は、応急復旧事業を実施中(※公共岸壁 13 の内、現在応急復旧により 4 岸壁が使用可能。コンテナ荷役クレーンが海中に倒壊する等)。また、コンテナ荷役に必要なクレーン、リーチスタッカーについては、ヤマト福祉財団の支援により仮設で運用中。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 86 号線)
交付団体	市
基幹事業との関連性	
基幹事業を実施する地域は、港湾区域に隣接しており、被災地と市街地はもとより周辺地域と相互に接続する安定的に行うことができる道路の機能に追加して、整備企業の生産活動を支える物流機能の維持及び利用拡大を合わせて実施することは、区域の再編時における施設機能に加え、利便性の高い港湾物流機能も併せ持つ相乗効果から、道路としてのポテンシャルが高まり整備効果の促進につながるものと考え。	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	35	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-11
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	10,000(千円)		全体事業費	75,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市新沼地区 事業内容:市道・法定外道路 L=400m W=6m C=75,000 千円(新沼大森地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-12
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	7,000(千円)	全体事業費	51,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・法定外道路 L=250m W=6m C= 51,000 千円(岩子字宝迫地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	37	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線）		事業番号	D-1-13
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		46,000（千円）	全体事業費		379,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：市道・東部 328 号線 L=1,500m W=6m 橋梁 1 基 C=379,000 千円（岩子字小迫地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 320 号線）		事業番号	D-1-14
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		7,000（千円）	全体事業費		39,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 320 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市南飯渕地区 事業内容：市道・東部 320 号線 L= 230m W=6m C= 39,000 千円（南飯渕字北木関無地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線）		事業番号	D-1-15
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		18,000（千円）	全体事業費		60,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 519 号線 L=320m W=6m C=60,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 520 号線）		事業番号	D-1-16
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		9,000（千円）	全体事業費		25,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 520 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 520 号線 L=120m W=6m C=25,000 千円（磯部字狐字地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	41	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）		事業番号	D－1－17
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		32,000（千円）	全体事業費		245,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 521 号線 L=1,400m W=6m C=245,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-18
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		80,000(千円)	全体事業費		375,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市磯部地区

事業内容:市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=375,000 千円(磯部字狐字地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線）	事業番号	D-1-19
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	73,000（千円）	全体事業費	370,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・金草線 L=2,100m W=6m C=370,000 千円（磯部字信成地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線）		事業番号	D-1-20
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		12,000（千円）	全体事業費		86,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 491 号線 L= 470m W=6m C= 86,000 千円（磯部字大浜地区から磯部字迎地区への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線）		事業番号	D-1-21
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		6,000（千円）	全体事業費		35,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 501 号線 L= 180m W=6m C= 35,000 千円（磯部字大浜地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	46	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-2-2
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	29,000(千円)	全体事業費	148,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市蒲庭地区 事業内容:市道・鹿島前迫線 L=800m W=6m C=148,000 千円(蒲庭字前迫地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-2-3
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	105,000(千円)	全体事業費	233,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市蒲庭地区 事業内容:市道・鹿島前迫線 L=900m W=6m C=233,000 千円(蒲庭字瀬庭地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	48	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線)		事業番号	D-1-24
交付団体		県	事業実施主体(直接/間接)		県(直接)	
総交付対象事業費		70,000(千円)	全体事業費		850,000(千円)	
事業概要						
■道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線) 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する道路整備である。 現道部は原釜・尾浜地区の災害危険区域の指定エリアであり、防災集団移転が計画されているため、跡地を市が新たに産業系土地利用エリア及び商工交流施設等の観光施設を再配置する計画としている。 そのため、現道での復旧は不可能となることから、市の復興計画と整合をとり、新ルートにて付け替えを行うものである。 構造的は原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うものである。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜・尾浜地区 事業内容:県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m C=850,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うもの。 ①県道整備のための調査設計測量 <平成 25 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うもの。 ①県道整備のための用地買収、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の相馬亘理線は、原釜尾浜地区の沿岸集落間を結ぶ生活道路であったが、津波被害により集落の痕跡は跡形もなく、すべて流出し甚大な被害となった。 そのため災害危険区域指定エリアとし、防災集団移転事業により高台移転を計画しており、防集跡地に産業系・観光系施設等の再配置を一体的に計画しているエリア内の道路整備である。						
関連する災害復旧事業の概要						
被災区域内では海岸堤防及び港湾部について災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	49	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線）		事業番号	D - 1 - 2 5
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）		県(直接)	
総交付対象事業費		90,000（千円）	全体事業費		650,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線） 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートである。 構造的には①梅川橋～大正橋間②大正橋～新館野橋間③県道磯部日下石線～矢野目地区の山際間の 3 箇所について地盤沈下した道路縦断を被災前の高さまで復旧し、円滑な交通を確保するとともに、内陸部の集落への浸水被害を軽減する効果があるため「二線堤」として、市道（東部 4 7 1 号線）と一体的に整備するものである。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 2,500m W=6.0(10.0)m C=650,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートを整備する。 ①県道整備のための調査設計測量 <平成 25 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートを整備する。 ①県道整備のための用地買収、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、磯部地区は全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。しかし、内陸部の集落には被災はしたものの現地再建することとしており、津波被害の軽減を図る施設整備が求められており、シミュレーション等の結果、盛土構造となる県道及び市道（東部 4 7 1 号線）が「二線堤」の役割を担うことから、地元でも早期整備が望まれている。						
関連する災害復旧事業の概要						
現道整備であるため、災害復旧事業で実施する区間と本事業で整備する区間を区分して計上している。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線）		事業番号	D-1-26
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）		県（直接）	
総交付対象事業費		40,000（千円）	全体事業費		560,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線） 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。 南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）が計画され、現形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。 また、南相馬市と相馬市間を結ぶ相馬市道（鹿島前迫線）と連携し「二線堤」として整備することにより、内陸部の集落の浸水被害を減少させる効果も有している。 現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量及び調査・設計に着手したいと考えている。 ▽事業量 実施場所：相馬市蒲庭地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 1,000m W=6.0(10.0)m C=560,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ①県道整備のための調査設計測量 <平成 25 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ①県道整備のための用地買収、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬側の立切北地区は、幸い集落全壊を免れた。 そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、地盤沈下の影響の少ない現道の西側へ変更し、相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。また、南相馬市と相馬市間を結ぶ相馬市道（鹿島前迫線）と本路線の整備を一体的に行い津波を減衰する計画としている。						
関連する災害復旧事業の概要						
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名		(なし)				
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	51	事業名	継続的な被災者支援体制の確立事業	事業番号	D-4-2-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	131,818 (千円)	全体事業費	266,990 (千円)		
事業概要					
■継続的な被災者支援体制の確立事業 東日本大震災により生活環境が大きく変わった市民が多いことから、きめ細かな保健指導・相談等、被災者の健康を維持する事業 ▽事業量 ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入と運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 1 項 応急仮設住宅での生活支援 (P3) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 2 項 医療、介護、健康管理 (P6) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 3 項 放射能対策 (P7)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 <平成 25 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被災者は居住場所 (応急仮設住宅等) や生活サイクルが大きく変わり、身体及び心に大きな負担 (ストレス) がかかっている。その結果、健康状態の悪化 (生活習慣病 ※糖尿病等) が心配されている。 これらを解消するためには、被災者の不安の解消や健康管理を適切に行う必要があるため、必要な機器の導入、定期的な健康相談や食生活に関する問題 (栄養バランスの乱れや慢性疾患の重症化) の解消を促す事業を実施するもの。 これら住民に対する健康チェック等で得た情報については、データベース等で適正に管理するために、システムの構築し、統合的な管理を実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-4-2				
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)				
交付団体	市				
基幹事業との関連性					
対象となる被災者は、現在応急仮設住宅に入居しており、現在事業が進んでいる災害公営住宅に移転していくものであるため、継続的な支援体制が必要である。					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	52	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	事業番号	D-13-1
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	353,700（千円）		全体事業費	1,414,800（千円）	
事業概要					
■住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業） 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ▽事業量 ①移転想定世帯数：180 世帯 ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ① 転想定世帯数：180 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助 ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助 <平成 25 年度> 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ① 転想定世帯数：180 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助 ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。 特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。 今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	都市防災総合推進事業（災害危険度判定調査）	事業番号	D-20-1
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	8,148（千円）	全体事業費	8,148（千円）		

事業概要

■都市防災総合推進事業（災害危険度判定調査）

東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の沿岸部において、安全で安心できる市民生活を確保するため、既存集落・産業用地等はもとより、再整備を図る各種津波防御施設の配置や住宅団地整備、産業立地の適切な配置検討を行うための基礎データを構築するためのものである。

▽事業量

①津波シミュレーションの実施

（L2（今時津波・津波来襲時潮位）×2 ケース、L2（今時津波・朔望平均満潮位）×2 ケース）

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の沿岸部において、安全で安心できる市民生活を確保するため、既存集落・産業用地等はもとより、再整備を図る各種津波防御施設の配置や住宅団地整備、産業立地の適切な配置検討を行うための基礎データを構築するためのものである。

①津波シミュレーションの実施

（L2（今時津波・津波来襲時潮位）×2 ケース、L2（今時津波・朔望平均満潮位）×2 ケース）

<平成 25 年度>

事業なし

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなどの甚大な被害を被っており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。

また、沿岸域の港湾・漁港施設や旅館等も被災した上、防潮堤や防災林（防風林）といった津波からまちを護る機能も喪失しており、今後、沿岸部において安全に安心した生活を再開し、産業復興を図ること等が急務となっている

関連する災害復旧事業の概要

津波浸水区域においては、新たな土地利用を検討する必要があるため、今後の防災対策や、住民意向などをもとに、今後の土地利用計画を策定中です。

今後の津波浸水区域のうち、家屋流出等、甚大な被害を受けた地域については、職業領域と居住領域を分離する方向で検討し、今後事業を実施する予定です。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	54	事業名	都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業）	事業番号	D-20-2
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	60,000（千円）	全体事業費	120,000（千円）		
事業概要					
■都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業） 市沿岸部など津波や地震の被害により、各地区自治組織の防災拠点である公共施設について全壊等大きな被害が生じているが、現集落内での再建を目指す中、地区活動の拠点となるべき公共施設の整備を行い、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。 ▽事業量 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：中野、松川、新田、岩子、南飯渕、立切、獺庭、上古 整備内容：新たな活用拠点の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 被災地整理(P26)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：松川、新田、岩子、獺庭 整備内容：新たな活用拠点の整備 <平成 25 年度> 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：中野、南飯渕、立切、上古 整備内容：新たな活用拠点の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなどの甚大な被害を受けており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。 しかしながら、その他「災害危険区域」に指定はしないものの、津波の被害が大きな地域は多数ある。 その地域については、現集落内での自ら再建してもらうことを原則としており、地区内の対策として津波の被害を軽減する施策を実施することとしている。 そのような中、地区の拠点となる施設についても、早期に整備することが求められている。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備）		事業番号	D-20-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		934,725（千円）	全体事業費		934,725（千円）	
事業概要						
■都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備） 災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。 また、防災行政無線だけでなく、メール、ラジオ等の多重化による情報通信体制を図り、より確実な防災体制の整備を図る。 ▽事業量 ①親局・遠隔制御整備、中継局(1) ②再送信子局(2) ③屋外拡声子局(80) ④戸別受信機配備(340) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備（P43）						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。 ①防災情報通信ネットワーク整備に関する調査・設計 ②防災情報通信ネットワーク整備に関する設置工事 <平成 25 年度> 災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。 ①防災情報通信ネットワーク整備に関する設置工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災により、沿岸部の屋外拡声子局が 20 基中 16 基が大津波襲来の被害をうけ、同報系としては機能不十分の状態である。 今後、このような状況で同規模の地震や大津波が襲来した場合には、確実な避難誘導の伝達体制として、市民を災害から身を守る最低限の減災対応として万全ではない。 このことから、沿岸部はもとより、集団移転等の復興住宅の形態も配慮して、より市民に身近な情報伝達機能の充実を図るため、子局増設や戸別受信機の配備を行う。						
関連する災害復旧事業の概要						
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	56	事業名	都市防災総合推進事業（防災備蓄拠点整備事業）		事業番号	D-20-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市	
総交付対象事業費		9,450（千円）	全体事業費		322,350（千円）	
事業概要						
■防災備蓄拠点整備事業 震災の経験を踏まえ、今後の新たな災害発生に備えるため、防災対策に必要な拠点となる防災備蓄倉庫を整備する。防災備蓄倉庫では、必要な非常時における防災活動の拠点としても使用できるよう、防災機能を持たせることとする。現在の備蓄倉庫は、震災の影響により被害を受けたことも踏まえ、かつ、現在の倉庫の面積では、対応できなかったため、市が所有する相馬市八幡地区に必要となる面積を確保したものとする。防災備蓄倉庫は周辺の環境に調和した景観とし、かつ復興意識を高める施設とする。 ▽事業量 ①設計委託 ②防災備蓄倉庫建設（建築面積：約 1,000 m²） ③外構工事、 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> ①設計委託 <平成 25 年度> ②防災備蓄倉庫建設（建築面積：約 1,000 m²） ③外構工事						
東日本大震災の被害との関係						
震災時、全国からの寄せられた救援物資の受け入れをする際、受入場所（備蓄場所）の確保および搬出をスムーズに行うことが課題となった。また、在庫数の管理についても適切に行うため、物資の搬入、保管、搬出の機能を十分に有した施設を整備する必要がある。 物資による支援を円滑に行うことで被災者の生活支援を早期に強力にバックアップするもの。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	